

第 159 回いわき市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午前 10 時 00 分から午前 10 時 40 分まで

2 場 所 いわき市文化センター 3 階 大会議室

3 議 事

○附議案件 [いわき市決定]

- ・議案第 1 号 いわき都市計画道路の変更について

○諮問案件

- ・議案第 2 号 産業廃棄物処理施設の位置について
(建築基準法第 51 条ただし書きによる許可)

4 出席委員 (12 名)

1 番：岡本任弘委員	3 番：安藤眞史委員	4 番：蛭田元起委員
6 番：飯塚静栄委員	7 番：松崎正利委員	8 番：長谷川貴士委員
9 番：菅野宗長委員	10 番：鈴木演委員	12 番：塩田美枝子委員
13 番：佐藤和良委員	15 番：新田邦彦委員	17 番：荒川正勝委員

5 欠席委員 (6 名)

2 番：河合伸委員	5 番：正木好男委員	11 番：西山一美委員
14 番：藤澤元委員	16 番：栗田豊己委員	18 番：門馬円香委員

6 事務局出席職員

・いわき市都市建設部

部長	紺野 克彦
次長	小林 重則
次長	生田目 秀樹
都市計画課	
課長	猪狩 忠司
課長補佐	小島原 昭範
主任技査兼計画係長	長 剛
主査	酒井 圭
技術主任	松本 みどり
建築指導課	
参事兼課長	佐藤 美樹
技査	澁佐 利之

・いわき市生活環境部

廃棄物対策課	
技査	河野 友希

司 会	<p>○開 会</p> <p>本日は、委員の皆様には御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。 只今より「第 159 回いわき市都市計画審議会」を開催いたします。</p>
司 会	<p>○委員紹介</p> <p>ここで、今回新たに当審議会の委員に御就任いただきました方を御紹介申し上げます。 いわき商工会議所会頭の正木好男委員です。 なお、正木委員につきましては、本日は所要により欠席となります。</p>
司 会	<p>○職務代理者の指名</p> <p>次に、当審議会会長の職務代理者につきましては、これまでいわき商工会議所前会頭の<small>小野栄重</small>委員にお務めいただいておりますが、<small>小野</small>委員におかれましては、昨年 10 月をもって当審議会委員を辞任されております。 職務代理者は、いわき市都市計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、会長が指名をすることとなっておりますので、会長におかれましては、職務代理者の指名をお願いいたします。</p>
会 長	<p>職務代理者につきましては、本日欠席ではございますけれども、<small>正木好男</small>委員をお願いしたいと存じます。</p>
司 会	<p>ただいま会長から職務代理者として、<small>正木</small>委員が指名されましたので、職務代理者は<small>正木</small>委員をお願いすることといたします。</p>
司 会	<p>○会長あいさつ</p> <p>では、次に当審議会の会長であります、<small>岡本</small>会長より御挨拶を頂きます。 会長よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんおはようございます。本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、本日の審議案件は、2 件でございます。 まず、附議案件として、都市計画道路の変更についてでございます。 都市計画道路は、都市計画法に基づき決定された都市の骨格を形成する上で重要な施設になりますけれども、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、必要性や重要性が低いと判断される都市計画道路について、一部廃止を含む変更を行うものです。 次に、諮問案件として、産業廃棄物処理施設の位置についてでございます。 当審議会においては、都市計画法に基づく用途地域の変更や、道路や公園などの都市施設の決定等の案件が多数を占めておりますけれども、今回の産業廃棄物処理施設の設置や一定規模以上の増設については、建築基準法による許可を行う前提条件として、その敷地の位置について都市計画審議会の議を経る必要があるものです。 委員の皆様のご協力をいただきながら、円滑に審議を進めて参りたいと存じますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>○傍聴者への注意</p>

司 会	<p>次に、傍聴者の皆様へ御連絡いたします。 審議会開催中は、静粛に傍聴願います。 また、いわき市都市計画審議会傍聴要領を遵守いただけない場合には、退場いただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。 なお、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモード等への切り替えをお願いいたします。</p>
司 会	<p>○資料確認 続きまして、本日の審議会の資料を確認させていただきます。お手元の資料を御覧願います。 まず、審議会次第、次にいわき市都市計画審議会委員名簿、次に議案書、次にパワーポイント説明資料、最後にいわき市都市計画審議会条例、以上でございます。皆様、全てお揃いでしょうか。 それでは、以後の進行については、岡本会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>○定足数の確認 では、まず、出席委員の人数を確認いたします。 当審議会の委員は18名ですが、本日は、12名の委員の方々に御出席いただいております。 欠席委員は、2番河合伸委員、5番正木好男委員、11番西山一美委員、14番藤澤元委員、16番栗田豊己委員、18番門馬円香委員の6名でございます。 従って本日は、過半数に達する12名の方に御出席いただいておりますので、審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることを確認いたします。</p>
会 長	<p>○議事録署名者の指名 次に、議事録署名人でございますけれども、名簿番号順にお願いしておりますが、本日は8番長谷川貴士委員、9番菅野宗長委員のお二人にお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名人は、長谷川委員と菅野委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>○前回の結果報告 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 まず、令和7年7月8日に開催されました「第158回いわき市都市計画審議会」での審議案件の結果につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。都市計画課長の猪狩でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。 資料ですが、右上に説明資料と記載のある資料を御用意願います。説明資料については、スクリーンにも映しておりますので、確認しやすい方を御覧ください。それでは、1ページ目をお開きください。 前回、第158回審議会では、諮問案件でありますいわき市立地適正化計</p>

<p>会 長</p>	<p>画の一部改定について御承認をいただき、改定の手続きが終了し、令和7年7月31日付けで公表済でございます。以上でございます。</p> <p>○議事（議案第1号）</p> <p>ありがとうございました。それでは、次第6の議事に入らせていただきます。</p> <p>初めに附議案件であります、議案第1号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。それでは、資料の2ページをお開き願います。</p> <p>会長からありましたとおり今回の審議案件は、附議案件1件、諮問案件1件の計2件でございます。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号いわき都市計画道路の変更について御説明いたします。</p> <p>なお、議案書の読み上げは割愛させていただきますので、説明資料と併せて御確認をお願いいたします。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>まず、概要でございます。</p> <p>長橋町北目線、黄色に着色されている部分でございますが、こちらを廃止しまして、終点位置を久保町下好間線の接続部へと変更するものです。</p> <p>久保町下好間線は、長橋町北目線の変更に併せて、起点部の隅切りを廃止いたします。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>都市計画道路とは、どういったものかというところでございますが、都市計画法に基づき、都市施設として都市計画に位置付けられるものであり、交通機能・空間機能・市街地形成機能の3つの観点から決定されております。都市計画道路に指定された区域は、個人の土地であっても建築制限がかかることとなります。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>次に、都市計画道路の再編計画の変遷についてです。</p> <p>平成14年に国の都市計画運用指針が、必要に応じて都市計画の変更を行うべきであると改正されまして、福島県におきましても長期未着手道路の見直しにかかるガイドラインを策定したことから、本市においても、平成20年に第一次の再編計画を策定して、見直しを進めてまいりました。</p> <p>その後東日本大震災や市街地再開発による土地利用や交通ネットワークの変化、今後の人口推移の影響等を踏まえ、令和6年3月に現行計画となります第二次の再編計画を策定したところでです。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>こちらは平地区の人口の推計を表すグラフとなっております。</p> <p>赤で囲っております2020年と2060年の人口を比較すると、46.4%減少しており、40年で半分近く減少する予想となっております。</p> <p>こういったことを踏まえまして、都市計画決定がされた高度経済成長期と違い、人口減少などの社会情勢の変化を捉え、限られた財源の範囲内で</p>

適切な整備の方向を定める必要があると考えてございます。
次のページをお願いします。

こちらは、都市計画道路の路線数を示したグラフとなります。
棒グラフで示しますとおり、路線数は増加傾向でしたが、第一次いわき都市計画道路網再編計画の見直しにより 120 路線まで減少しております。
その後、東日本大震災の復興事業に伴い、4 路線 13 k mが増加しており、現在は 124 路線、整備率は約 76%となっております。
次のページをお願いします。

第二次再編計画の概要でございます。
全 124 路線中 338.2km のうち、12 路線 9.7km について、都市計画道路としての位置づけを変更または廃止する内容としております。
本日の議案であります長橋町北目線についても、一部区間を廃止するものと位置付けられております。
次のページをお願いします。

都市計画道路を見直す効果ですが、整備が必要な道路が絞り込まれ、将来的な交通需要を踏まえた望ましい道路ネットワークが確立されるとともに、道路整備に係る投資の集中が図られるものと考えております。
また、建築制限が解除されることとなりますので、用途地域等に即した土地利用が促進されるものと考えております。
次のページをお願いします。

続きまして、長橋町北目線の計画決定の変遷についてです。
長橋町北目線は、旧平市時代、昭和 33 年に都市計画決定されており、第一次再編計画においても、見直し対象路線に選定されておりました。
これを受けまして、令和元年 8 月からは、建築等の制限を設けない路線の一つとして取り扱いをしております。
今回は、令和 6 年 3 月に策定した「第二次いわき都市計画道路網再編計画」に基づき、変更を行うものです。
次のページをお願いします。

こちらは、長橋町北目線の変更理由です。
図の黄色で着色されている部分の廃止を伴う変更となります。
黄色の廃止部分については現道がなく、すでに多くの家屋が建ち並んでいる区域であり、また、交通推計においては、将来交通量は日 2100 台と少なく、人口減少等の社会情勢の変化や、周辺道路の整備推進により、当該路線の整備の重要性が低下し、現道のない区間を廃止することとしたものです。
次のページをお願いします。

長橋町北目線の廃止区間における交通量推計の詳細となります。
都市計画道路の交通容量が一日当たり 8000 台とありますが、これに対し、将来交通量が一日当たり 2100 台と予想されており、需給バランスは 0.26 と小さい値となっております。需給バランスは、値が 1 未満に近いほど望ましい値とされていることから、今回廃止する区間については、整備に見合う交通量が見込めない予想となっております。
これらのことから、現状の道路で十分な交通処理が可能であると判断し

たものです。
次のページをお願いします。

こちらは都市計画道路の説明の再掲となります。
次のページをお願いします。

具体的な変更内容でございます。
一部区間の廃止に伴い、延長を 2050m から 1250m に変更いたします。
名称については、変更後の起終点の字名に併せて長橋町久保町線に変更
します。
次のページをお願いします。

こちらは併せて変更いたします久保町下好間線の都市計画の変更の内容
です。
長橋町北目線の一部廃止に併せ、不要となる起点部隅切り、三角形の部
分を廃止するものです。
次のページをお願いします。

次のページから資料に写真を載せておりますが、こちらは、撮影の位置
図となっております。
次のページをお願いします。

長橋町北目線の航空写真と、現地で撮影した写真となっております。
写真①は終点部分の国道 399 号の北目町交差点から廃止路線を撮影した
写真です。
写真②は好間川河川敷周辺から撮影した写真です。
黄色で着色している箇所は廃止区間となりますが、廃止区間に多くの住
宅が建ち並んでいることが分かります。
次のページをお願いします。

こちらは先程の写真より終点側の南西方向に進んだ写真となっております。
新しい住居やアパート、写真には写っておりませんが建売住宅なども建
ち並んでおります。
次のページをお願いします。

長橋町北目線と久保町下好間線の接続部の航空写真となります。
ピンク色で着色されている箇所は継続区間、黄色で着色されている箇所
が廃止区間となっております。
次のページをお願いします。

こちらは、先ほどの写真、接続部を好間方面から撮影した写真です。
左側に見えます黄色の部分が今回廃止する隅切り部分になります。
次のページをお願いします。

同じ場所を、別の方向から撮影した写真となっております。
倉庫が設置されている場所が、廃止する部分となります。
次のページをお願いします。

	<p>続きまして、都市計画の変更へ向けた手続きの経過となります。</p> <p>令和7年10月から事務手続きを進め、周辺住民を対象とした住民説明会を11月28日に開催し、8名の方に御参加いただいております。</p> <p>なお、説明会に先立ちまして、廃止区間における地区の区長様へは個別に訪問し御説明させていただきました。併せて対象地区での地区回覧及びホームページの掲載により地区住民の皆様へ周知を図ってきたところでございます。</p> <p>住民説明会では、都市計画道路が廃止された場合の建築制限はどうなるのかといった御質問がございまして、事務局から新たな手続きは発生しない旨回答いたしまして御理解いただいたところでございます。</p> <p>その後、都市計画の素案を縦覧し、公聴会開催のお知らせをしたところですが、公述人の申出が無かったことから、公聴会は中止としております。</p> <p>続いて、2月13日から2月26日までの期間、法定縦覧を行いまして、縦覧者が1名、意見書の提出が1件ありました。</p> <p>本日御審議で御承認いただけた場合、県との本協議を経て、4月上旬ごろには決定告示できるものと見込んでおります。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>こちらが提出された意見書を要約したものでございます。</p> <p>御意見としましては、自動車優先の道路整備ばかりではなく、歩行者や高齢者が安心して通行できるような道路行政を求めますという御意見でした。</p> <p>市としましては、今回頂いた御意見は、道路行政全般のものであることから、本市の交通関連計画の参考にさせていただきたいと考えておりまして、意見書を提出された方に対しても、その旨口頭で回答し、御理解をいただいたところでございます。</p> <p>第1号議案については、以上となります。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>○質疑（議案第1号）</p> <p>会長 はい、ありがとうございました。 それでは審議に入らせていただきます。 只今、事務局より、当議案の内容並びに法定縦覧の結果について説明がありました。御意見や御質問などがありましたらお願いいたします。</p> <p>松崎委員 (7番) 7番松崎です。昭和33年から都市計画道路の区域内の建築の制限がされたと思いますが、今回廃止にあたって、建築を制限されてきた方への説明はされたのかどうか、何件位あって、その説明をどうしたのか、お聞かせ願います。</p> <p>事務局 都市計画課の長と申します。 都市計画法第53条の許可にかかる御質問ですけれども、現在のところ36名の方から申請をいただいております。その方々に対しましては、住民説明会の際に、事前に郵送でこういう説明会がございまして参加をお願いしますという通知をさせていただいております。</p> <p>松崎委員 (7番) 特に意見はなかったということですか。</p>
--	--

事務局	はい。先ほども説明があったかと思いますが、廃止になった際に建築制限がどうなるのかという御質問があったもので、廃止されれば制限はなくなりますという回答で御了承いただいております。
松崎委員 (7番)	了解しました。
会長	その他御意見や御質問はございますでしょうか。
委員	なし
会長	○採決（議案第1号） それでは、御意見も出尽くしたようですので、この辺で意見の取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	それでは、議案第1号「いわき都市計画道路の変更について」お諮りします。 当議案について、御異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし
会長	ありがとうございます。賛成多数と認めます。 審議の結果、議案第1号につきましては、異議なしとされました。
会長	○議事（議案第2号） 次に、諮問案件であります、議案第2号について説明をお願いします。
事務局	議案第2号、産業廃棄物処理施設の位置について、御説明申し上げます。 資料は26ページでございます。 はじめに概要について御説明いたします。 株式会社エコプランニングは工業専用地域であるいわき小名浜中央工業団地内において、産業廃棄物の中間処理等を営んでおりますが、今後の需要の増加を見込み、既設の破砕機の使用法を変更する計画を予定しております。 これにあたって、建築基準法第51条のただし書き許可が必要であることから、許可の要件となっております、県の都市計画審議会の審議に先立ちまして、市都市計画審議会に諮問させていただくものです。 次のページをお願いします。 次に建築基準法第51条について御説明いたします。 「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。

ここで、同法第 51 条での「特定行政庁」とは、建築基準法を執行する機関であり、いわき市においては、いわき市長となっております。

民間の設置する産業廃棄物処理施設は法第 51 条ただし書きによる特定行政庁の許可を原則としており、本日御審議いただく施設につきましては、これら規定に基づき許可が必要となるものです。

次のページをお願いします。

次に、「その他政令で定める処理施設」について御説明いたします。

「その他政令で定める処理施設」につきましては、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 の中で、一般廃棄物を処理する「ごみ処理施設」や「産業廃棄物処理施設」とされておりますが、具体的には、いわゆる「廃棄物処理法施行令」で規定してありまして、許可が必要なものとして廃プラスチックの破砕施設であれば、工業専用地域内では 6 t を超えるものとされております。

今回の計画はこちらに該当するものとなっております。

次のページをお願いします。

それでは、許可申請のあった株式会社エコプランニングの概要でございます。

会社及び施設の概要については、記載のとおりでございますが、産業廃棄物の受け入れの種類は、廃プラスチック、木くず、がれき類等となっております。

次のページをお願いします。

こちらの表は、当会社が受け入れる産業廃棄物の種類ごとの一日あたりの処理能力についてまとめたものとなっております。

赤枠に示しておりますが、「廃プラスチックの破砕」については、建築基準法施行令の規制値が、「一日あたり 6 t」となっております。今回、一日当たりの処理能力を 40.9 t とする計画ですので、ただし書きの許可が必要となるものです。

次のページをお願いします。

続いて、敷地の概要でございます。

右の図の赤で囲った部分が、破砕機がある場所となっております。許可の対象となるのは、左側の赤で囲った敷地全体となります。

次のページをお願いします。

工場内の現況写真でございます。

すでに稼働している工場でございます。左側の写真③が、今回対象となる破砕機となります。現在は 6 t 未満の処理能力で稼働しております。

次のページをお願いします。

こちらは、産業廃棄物処理施設の設置の際に必要な手続きとなります。

当許可については、大きく 2 つの許可を得る必要がございます。

1 つ目は、左側に記載する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条」による許可で、記載の内容について、いわき市廃棄物対策課において審査を進めております。

2 つ目の手続きは、御審議いただいております、「建築基準法第 51 条た

だし書き」による許可となります。

これら2つの許可が下りて、はじめて当施設が使用できるものとなります。

次のページをお願いします。

続きまして、都市計画との整合についてということで、御審議いただく内容となります。

都市計画上の支障の有無に関する整理事項は、県都市計画決定の手引きにより次の表のように示されております。

主な着目点の1つ目は、都市計画マスタープランとの整合で、市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこととされています。

2つ目は、土地利用計画との整合で、こちらは市街化調整区域には原則として設けないことと、用途地域は、住居系を避け、工業系とすることが挙げられています。

3つ目は地区計画との整合となり、4つ目は都市計画施設及び市街地開発事業との整合となっています。これらの整合について個別に確認してまいります。

次のページをお願いします。

まず、着目点1つ目の都市計画マスタープランとの整合についてです。

こちらの地図は、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける地区ごとの土地利用の方針を定めた「土地利用方針図」となっております。

今回の事業予定地は、「都市活力区域」で、工業生産や流通拠点機能が円滑に展開できるように、広域交通軸周辺への立地誘導や土地の有効活用等に努める区域となっています。

また、小名浜地区の地域別構想については、事業予定地周辺は製造業やエネルギー産業等を中心とした、本市経済を牽引する立地誘導を図る方針が定められています。

これらのことより、都市計画マスタープランと整合が図られているものと考えてございます。

次のページをお願いします。

続きまして、着目点2つ目の土地利用計画との整合についてです。

事業予定地は、市街化区域における工業専用地域となっております。

市街化調整区域ではなく、また工業系の用途地域となっていることから、土地利用計画についても、整合が図られていると考えてございます。

次のページをお願いします。

続きまして、着目点の3つ目の地区計画との整合性及び着目点4つ目の都市計画施設及び市街地開発事業との整合について、こちらの資料で併せて御説明します。

まず、地区計画等については予定地にて計画決定されているものではありません。

また、近隣の都市施設については、黄色と青色で着色している都市計画道路がございますが、こちらはすでに整備が終わっておりますので、支障はございません。

市街地開発事業についても、周辺に決定されているものではありません。

これらのことより、地区計画及び都市計画施設等と整合が図られています。

	<p>次のページをお願いします。</p> <p>こちらは今御説明しました内容をまとめたものとなります。</p> <p>4つの着目点ともに、都市計画との整合は図られていることが確認され、当該ただし書きの許可については、都市計画上の支障はないものと事務局では判断しております。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>最後に、ただし書き許可に向けた今後のスケジュールについてです。</p> <p>着色してございますが、本日、御承認をいただければ、県都市計画審議会を経て、5月下旬には、建築基準法第51条ただし書きによる許可ができるものと見込んでおります。</p> <p>第2号議案については、以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>○質疑（議案第2号）</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入らせていただきます。</p> <p>事務局より、当議案の内容について説明がありましたが、御意見や御質問などがありましたらお願いいたします。</p>
佐藤委員 (13番)	<p>13番佐藤です。34ページに、地区計画との整合で、防災街区整備地区計画という項目がございます。地区計画との整合では、計画決定されているものはないということでしたが、近年の大雨で工業団地が浸水区域になっているんですが、そういう点での懸念は特にないということでしょうか。</p> <p>都市計画道路の渚滝尻線から進入していくところの滝口木材さんあたりが浸水しているんですが、そういったところの状況判断をお聞かせください。</p>
事 務 局	<p>防災街区整備地区計画については、市街地について面的に指定していくものでありまして、いわき市では指定している地区はなく、今回の予定地においても指定はありませんが、やはり川沿いですので、浸水エリアに入っているものと思います。</p> <p>今回の審議内容が産業廃棄物処理施設の設置許可でありますので、浸水に対する対処については、別途計画等に対応するものとして考えてございまして、今回の土地利用については整合が図られていると判断しております。</p>
佐藤委員 (13番)	<p>地区計画は指定がないので、防災については別で対策を行うという考え方で整理しているということですね。</p>
事 務 局	<p>はい。</p>
荒川委員 (17番)	<p>17番荒川です。廃プラスチックの処理能力が大幅に変わるということかと思いますが、廃プラスチックの破碎と焼却にかかる問題については、どのようにお考えでしょうか。</p>
事 務 局	<p>建築指導課長の佐藤と申します。</p> <p>今回の事業者の施設には、焼却施設はありませんで、形の大きなプラス</p>

	<p>チックのごみを小さなものへと砕く、破砕する機械がございます。今回の事業者の役割としましては、大きなものを中程度まで破砕するものになります。その後、別の事業者の施設へと運び、さらに細かく再生しやすい状態にしていくこととなります。</p>
荒川委員 (17番)	<p>そうすると、煙や有害物質の排出などは心配ないということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 なお、廃棄物処理法上の許可についても別部署で同時に進めているということだったかと思いますが、そちらも同じ時期を目指して進めているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。最終的には同時期の許可を目指しております。廃棄物処理法の審査においても、今のところ大きな支障があるなどといったことはなく、審査が進んでいるところです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他に御意見や御質問等がありますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
会長	<p>○採決（議案第2号） それでは、御意見も出尽くしたようですので、この辺で意見の取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、議案第2号「産業廃棄物処理施設の位置について」お諮りします。 当議案について、御異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>ありがとうございます。賛成多数と認めます。 審議の結果、議案第2号につきましては、異議なしとされました。</p>
会長	<p>○その他 これで、本日の審議については全て終了となります。 その他、何かございましたら、お願いいたします。 事務局からは何かございますか。</p>
事務局	<p>私からは、次回の開催について御連絡させていただきます。次回の開催は詳細がまだ決まっておきませんので、決まりましたらあらためて事務担当から皆様の方へ御連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。以上を持ちまして私の進行役を終わらせてい</p>

<p>司 会</p>	<p>たゞきます。</p> <p>委員の皆様方の御協力によりまして、円滑な議事進行ができましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、事務局へ進行を返させていただきます。</p> <p>○閉会</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして「第 159 回いわき市都市計画審議会」を終了いたします。</p> <p>本日は、御審議いただき、誠にありがとうございました。</p>
------------	---

令和 8 年 3 月 25 日

いわき市都市計画審議会
会長 岡本 任弘 様

議事録署名人 長谷川 貴士

議事録署名人 菅野 宗長